

令和8年第2回庄原市議会定例会

所管事務調査報告書

(中間報告)

令和8年3月23日
広島県庄原市議会
総務常任委員会

目 次

1. はじめに	P. 1
2. 調査経過	P. 1
3. 聞き取り調査	P. 2
4. 総括及び提言	P. 8

公契約条例について

1. はじめに

庄原市における公契約の基本を定める条例は、平成30年12月に、公契約に係る基本的な事項を定め、市及び受注者等の責務を明らかにすることにより、公共事業・公共サービスの品質向上、事業者等の経営の安定及び公契約の履行に係る作業に従事する労働者等の適正な労働条件の確保を図り、もって、地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的として、当委員会の委員会発議により制定された。

当委員会では、制定から7年が経過する中で、庄原市における公契約の基本を定める条例の目的が果たされているかを確認するため、公契約に関する取組の状況について調査することとした。なお、令和7年度においては、より具体的な調査を実施することとし、条例制定時にも参考人招致をするなど注目をしていた、測量・設計コンサルタント業務の委託契約について調査を行った。

2. 調査経過

開催日	内 容
令和7(2025)年 6月 11日	所管事務調査項目設定
令和7(2025)年 6月 27日	所管事務調査項目設定
令和7(2025)年 7月 11日	委員会内協議
令和7(2025)年 7月 25日	担当課聞き取り
令和7(2025)年 8月 22日	委員会内協議
令和7(2025)年 9月 25日	委員会内協議
令和7(2025)年 10月 14日	委員会内協議
令和7(2025)年 10月 29日	参考人招致
令和7(2025)年 11月 19日	委員会内協議
令和7(2025)年 11月 27日	委員会内協議
令和7(2025)年 12月 10日	委員会内協議
令和8(2026)年 1月 8日	委員会内協議
令和8(2026)年 1月 28日	参考人招致
令和8(2026)年 2月 5日	担当課聞き取り
令和8(2026)年 2月 20日	委員会内協議

3. 聞き取り調査

【第1回】担当課聞き取り

- (1) 開催日 令和7年7月25日(金)
- (2) 出席者 五島 誠 松本みのり 谷口隆明 横路政之 堀井慎一郎 桜田亮太
- (3) 説明者 管財課長 管財課契約係長
- (4) 概要 測量・設計コンサルタント業務の入札について担当課と意見交換等を行った。
- (5) 主な質疑(要約)

質 問	回 答
<p>測量コンサルタント等業務の入札について、請負対象額が400万円未満の案件は市内本社の業者のみを対象とした指名競争入札となっている。しかし、400万円未満の案件は年間で数件しかなく、400万円以上の案件は大手が落札するため、市内本社の業者が落札できる案件が少ない状況にあるのではないかと危惧している。実際の状況はどうなっているのか。</p>	<p>本市には市内事業者として、市内本社の業者が3社、市内営業所の業者が7社ある。市内本社は本社を庄原市内に置かれており、市内営業所は市内に営業所を構えておられる。市内営業所においても市内本社と同様に法人市民税、固定資産税、庄原市の従業員を雇用されている場合には従業員の市県民税など、庄原市へ納税いただいている実態がある。</p> <p>その中で、請負対象額が400万円未満のものについては市内本社のみを対象とした指名競争入札、400万円以上のものについては市内本社も市内営業所も対象とした指名競争入札となっている。400万円以上の案件について、市内本社を指名しないと区別はしておらず、市内本社と市内営業所に同じ土俵に立っていただいて競争入札を実施している。</p>
<p>400万円という金額の引き上げについて、何度も要望書が提出されているのではないかと。引き上げを検討すべきではないか。</p>	<p>市内本社のみを対象とした指名競争入札とする400万円という金額が妥当であるかどうかは、内部でも検討をされている。しかし、もし仮に大きく引き上げた場合には、市内営業所が参加できる入札が少なくなることにも繋がる。</p> <p>また、市内営業所には受注制限を設けており、受注実績に基づいて一定の金額以上になると指名をしないと扱っている。市内営業所の業者からはこの受注制限の撤廃を求める要望書が以前から提出されている。</p> <p>両者のバランスについては非常に苦慮するところであるが、毎年度、年度中途においても、市内本社・市内営業所それぞれの要望・意向を踏まえ、入札制度の見直し等も検討している状況である。</p>
<p>入札結果を見ると最低制限価格での入札となっ</p>	<p>建設工事、あるいは測量コンサルタント業務等、全ての案件について基本的には最低制限価格を設定して発注を行っ</p>

<p>ているものが多いが、公契約条例第10条、適正な労働条件の確保、第12条、品質の確保は担保されているのか。</p>	<p>ている。コンサルタント業務の最低制限価格の算定については国土交通省が基準を定めており、社会情勢等を考慮する中で適宜改定等が行われている。庄原市においても、その改定に準じて即時対応をしており、適正な最低制限価格設定をもって対応してきていると考えている。</p>
<p>他の市町では入札参加のため、サテライトオフィスに籍だけを置き、実際には事務所としての利用実態がない企業もあるときく。本市ではそのような事例を確認されているか。</p>	<p>庄原市においては事務所要件を設けている。例えば、電話あるいは机などの什器備品が置かれているか、従業員の方が常駐されているか、技術者の方が複数名おられるかなどを要件として定めている。その要件を満たしている業者を市内営業所として扱っており、毎年度、事務所の状況を職員が訪問して確認している。実態のない事務所を市内営業所という扱いにはしていない。</p>

【第2回】参考人招致

- (1) 開催日 令和7年10月29日(水)
- (2) 出席者 五島 誠 松本みのり 谷口隆明 横路政之 堀井慎一郎 桜田亮太
- (3) 参考人 株式会社エービスコンサルタント
クリーンコンサルタント有限会社
有限会社総建開発
- (4) 概要 庄原市内に本社を有する測量・設計コンサルタント会社3社と意見交換を行った。
- (5) 主な質疑(要約)

質 問	回 答
測量コンサルタント等業務の入札において、請負対象額が400万円未満のものを市内本社のみを対象とした指名競争入札とする現行制度について、どのように考えているか。	市内本社のみを対象とした入札を行っていただいていること自体はありがたいと思っているが、400万円未満の案件は年間数件しかなく、近年の社会情勢の影響もあり採算がとれていない。引き上げを検討していただきたいと考えている。
請負対象額が400万円以上の案件について、案件がとりにくい状況があるのか。	400万円以上の案件については、市内営業所や市外業者が入札に参加してくるため、指名業者数が増える。複数業者が最低制限価格で入札した場合には最終的にくじ引きで落札者を決定することとなり、指名業者数が増えると単純に落札できる確率も低くなるため、とりにくいと感じている。
災害に関連する案件について、他の案件と比較して条件が悪い、負担が大きいといった状況があるのか。	災害対応では、短期間で現地での測量や設計図面の作成が必要となってくるため人員や労力を、さらに現場状況が悪いものについては安全管理費や緊急対応コストを担う必要がある。他の案件と比較してどうかということについては、災害のため仕方がないと考えている。ただ、庄原市の他の業務等を止めて、災害に関連する案件を優先して対応する必要がある場合には、他の業務等の期間を調整いただくなど配慮いただけるとありがたい。
物価高騰や人件費の増加などの影響は受けておられるか。	負担は大きい。人件費が上がっても歩掛は変わらないため、積算の金額に直すと、今の物価高騰と釣り合うほどには上がっていないように感じる。業務に使用する設備更新費用や最低賃金の上昇などもあり、経営負担は増加している。

【第3回】参考人招致

- (1) 開催日 令和8年1月28日(水)
- (2) 出席者 五島 誠 松本みのり 谷口隆明 横路政之 堀井慎一郎 桜田亮太
- (3) 参考人 株式会社荒谷建設コンサルタント
株式会社セトウチ
広建コンサルタンツ株式会社
- (4) 概要 庄原市内に営業所を有する測量・設計コンサルタント会社3社と意見交換を行った。
- (5) 主な質疑(要約)

質 問	回 答
現在の庄原市の入札参加資格の条件等について、どのように考えているか。	<p>測量・設計、設計の中でも各部門あるが、概ねの部門登録に資格を有する技術者を配置しており、入札参加資格の要件についてはほぼ問題ない。ただ、資格要件が問われていない業務が多いのではないかと感じている。土木設計等の業務は多岐にわたり、様々な国家資格がある中で、国家資格を有するために費用や労力をかけている。そうして国家資格を取得しているため、資格が存在している業務に関しては有資格者に発注をしていただきたいという思いがある。</p> <p>また、庄原市に事務所を開設し、地元雇用にも力を入れ、従業員も常駐しており、そうした企業努力があって市内事業者として取扱いをしていただいていると理解をしている。看板だけを掲げた常駐者もない業者が同様の扱いを受けるような事態が増えると、本社で庄原事務所のあり方について方針転換がされる恐れもある。市内本社の業者同様に事務所運営をしていることを御理解いただきたい。</p>
「看板だけを掲げた常駐者もない業者が同様の扱いを受けるような事態」は実際に起こっているのか。	<p>常に起こっているわけではない。庄原市には受注制限があり、その受注制限がかかるまでは優先して呼んでいただいていると認識している。しかし、受注制限がかかり入札に入ることができなくなった場合に、空いた枠へ他の業者が入られる形となる。その際に、実態のない事業者の方が入れ、落札をされたケースがある。</p>
災害に関連する案件について、他の案件と比較して条件が悪い、負担が大きいといった状況があるのか。	<p>災害関連業務は、通常の測量・設計業務と差異はないと考えている。条件が悪い、負担が大きいといった考えは持っていない。広島県の標準歩掛を庄原市も適用されており、適切な金額で発注されていると感じている。本社や各支店からも人員動員を行うことで、短い期間での作業も十分に対応可能である。以前は現場に入るのに何日もかかったということもあったが、現在はUAV(無人航空機)ドローンを活用し、</p>

	<p>すぐに現場の状況を確認することができるような作業体制を構築している。</p>
<p>物価高騰や人件費の増加などの影響は受けておられるか。</p>	<p>少なからず原価や利幅に影響はでている。国土交通省が掲げている賃上げ表明という国策があり、この賃上げ表明を実施し従業員への賃金引上げを実施している。これは表明をすると受注に加点される一方で、達成できないと次期の受注で減点となってしまう。そのため、この国策に取り組む中で、社内では原価管理にかなり厳しくなってきたと、1件1件の利益率をより求められるようになったと感じている。</p>

【第4回】

- (1) 開催日 令和8年2月5日(木)
- (2) 出席者 五島 誠 松本みのり 谷口隆明 横路政之 堀井慎一郎 桜田亮太
- (3) 説明者 管財課長 管財課契約係長
- (4) 概要 参考人招致で聞き取りをした内容を踏まえ、担当課と再度意見交換等を行った。
- (5) 主な質疑(要約)

質 問	回 答
<p>市内営業所の中で、本市に事務所を開設し、地元雇用を行い、従業員を常駐されているような営業所がある一方、そういったことをされていない営業所もあるのではないかと。どちらも市内営業所として同じ扱いをしているのか。</p>	<p>市内営業所の事業者については、管財課から事前連絡なしで訪問し実態を確認している。その中で、従業員の常駐がなく、電話回線を引いただけといった営業所と、事務員や技術者がおられ、重機等も整備されている営業所があることは把握している。</p> <p>扱いについては分けており、実態のある市内営業所に優先して参加いただけるような発注方法も行っている。</p>
<p>実態のない事業者が入札に参加し、落札した事例もあると聞くが事実か確認したい。</p>	<p>扱いを分けてはいるものの、入札については必要な業者数が定められているため、その数に満たない場合にはそういった事業者等が参加する場合もある。関連する入札・契約制度の見直しについては検討してまいりたいと考えている。</p>
<p>最低制限価格について、8割程度だと利益が出にくいのではないかと。</p>	<p>本市においては、国土交通省が定めた標準的な最低制限価格の算定式に基づいて算定している。これについては随時見直しがされており、庄原市も最新の計算式に基づいて定めている。この計算式でいくと最低限の利益は確保されるであろうというもので算定されているため、最低制限価格自体は文字通り最低限の価格を維持しているものと受け止めている。</p>
<p>庄原市の入札参加資格について、資格要件を問うものが少ないのではないかとという意見もきいたが、どのように考えているか。</p>	<p>設計業務の内容によって資格要件を求めるものと求めないものという区別をしている。内容的に本当に資格を求める必要があるのかどうかを市内部で判断する中で区別をしている状況である。</p>

4. 総括及び提言

今回、公契約の状況確認をするため、測量・設計コンサルタント業務に分野を絞り現状を調査した。

その中で市内本社からは、市内本社のみを対象とした入札の金額についての意見等を、市内に事業所を有する業者からは、資格要件の厳格化についての意見や、実態のない事業所の取扱いについての現状等を伺ったところである。

また、両者に共通する部分として、物価高騰や人件費上昇の影響が大きく、積算金額が物価高騰などに追いついていないのではないかといった意見や、社内での原価管理が一層厳しくなっており、一件ごとの利益率をシビアに求められるといった意見があった。

担当課である管財課においては、そうした業者からの声や社会情勢を踏まえる中で、毎年度、中途であっても入札制度の見直しを検討するなど、適正な制度設計に努めておられることについては一定の評価をするところである。

一方で、今回の調査により、現状の制度について課題が残る部分や、再度見直しが必要だと思われる部分も見受けられた。

これらのことから、総務常任委員会としては、庄原市における公契約の基本を定める条例、第6条、市内事業者の受注機会の確保、及び第12条、品質の確保を鑑み、

- ・市内本社のみを対象とする指名競争入札の請負対象額について、物価高騰や人件費上昇、現在の案件数などを考慮して引き上げること。
- ・実体のない営業所を有する業者や市外業者ではなく、市内事業者（市内本社、市内営業所を構える業者）の受注機会を確保できるよう、制限枠・指名制度の在り方を見直すこと。
- ・予定価格、最低制限価格の積算について、物価高騰や人件費上昇分等がしっかりと反映されたと感じられる改定を適時行っていくこと。

以上3点を提言する。

また、平時はもちろん、災害などの非常時において本市の安心・安全な暮らしを守るために必要であるとの思いから、受注機会の確保と品質の確保を両立するために業者保護、業者育成の観点をもって制度の見直しを行うことを求める。